

株式会社 雪国まいたけ

証券コード:1375

第7期 定時株主総会 招集ご通知

書面、インターネットによる
議決権行使期限

6月25日（火曜日）午後5時30分まで

- 開催日時 2024年6月26日（水曜日）
午前10時 受付開始：午前9時
- 開催場所 NASPAニューオータニ
4階 オーロラ
新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢2117番地9
- 議案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

招集ご通知

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年1月1日に発生しました「令和6年能登半島地震」により被害に遭われた皆様方には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

2023年は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、日常生活も落ち着きを取り戻してきました。一方で、世界では分断が進み、地域における紛争は経済や社会に大きな変化をもたらし、消費者の生活にも影を落としました。物価高による消費抑制や円安の影響、コスト上昇など依然として先行き不透明な状況が継続しています。

これにより当社の中期経営計画の推進が大きな影響を受けることとなりました。急激な事業環境の変化に適切に対応し、事業基盤の強化を図り、さらなる発展を推進するため、2023年12月に中期経営計画を更新し、「国内きのこ市場」「ビジネスプロセス」「グローバル展開」におけるそれぞれの基本戦略を再構築いたしました。

さらに、きのこの総合メーカーとしての進化をとどめることなく、昨年度のオランダ進出に続き、本年度におきましては、いよいよ新規事業として取り組んできた、きのこを原料とする「代替肉」の発売を予定しております。環境負荷低減のみならず、自社製造による、きのこ原料だからこそ提供できる安全安心、ヘルシー感や旨味を当社の技術力、開発力、営業力により発現してまいります。

このように当社は、海外、新規事業と、新たな領域へと歩みを進めました。この大きな転換期を迎えるにあたり、自らのコアバリュー・独自性を改めて見直し、引き継いでいくべき伝統と信頼、そして未来に向かってのあるべき姿を見据え、その思いと決意を胸に、このたび社名を一新したいと決断いたしました。

今までも、これからも、自然からの恩恵であるきのこの可能性を、雪国で磨いた技術や探求心により最大限引き出すことで、持続的な成長へつなげていく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。



株式会社 雪国まいたけ 湯澤 尚史
代表取締役社長

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.maitake.co.jp/ir/ir_stock03.php



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1375/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「雪国まいたけ」又は「コード」に当社証券コード「1375」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、行使期限であります2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）へアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議案に対する賛否を、議決権行使書用紙にご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

1 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前 10 時 (受付開始：午前9時)

2 場 所 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢2117番地9
NASPAニューオータニ
4階 オーロラ

開催場所につきましては、末尾の「株主総会会場ご案内図」等をご参照ください。

3 目的事項

- 報告事項
- 第7期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第7期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

**4 議決権行使
 についての
 ご案内**

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 2. 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 「定時株主総会決議ご通知」につきましては、本招集ご通知に記載の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

雪国まいたけの経営理念

1. 国民生活の充実と食文化の繁栄に貢献する

当社は、食品の生産・販売事業を通じ、まいたけをはじめとした健康に良い高品質な食品を社会に提供し、国民生活の充実と食文化の繁栄に貢献することを基本理念としています。

2. 地域社会、株主への貢献と役員、社員の豊かさを実現する

当社は、役員・社員全員の不断の努力を通じて、企業力を高め、地域社会の発展に貢献し、株主に報いるとともに、自らの豊かさを実現します。

3. 企業倫理を尊重する

当社は、企業活動に際し、常に基本理念を踏まえ行動し、法の遵守はもとより、全てに高い倫理性を求め、これを尊重します。

雪国まいたけのサステナビリティ方針

自然の恵みを活かし育てる企業である私たちは、ステークホルダーの皆様とともに、持続的な成長と実り豊かな自然との共生をめざして、自然と人と社会の豊かさを追求していきます。

自然の豊かさに貢献する

環境に配慮した循環型のビジネスモデルを進化させ、地域の豊かな自然環境を守り、地球環境のサステナビリティに貢献していきます。

人々の健康に貢献する

安全・安心で高品質な商品の提供を通じて、人々の幸せと豊かな生活を支える健康の維持・向上に貢献していきます。

社会の発展に貢献する

企業価値の持続的な向上に努め、生み出された経済価値や社会価値をステークホルダーの皆様と分かち合いながら、潤いある豊かな社会の実現に貢献していきます。

雪国まいたけの行動指針

自然とともに

地球環境保全の重要性を理解し、自然を守り育てます。

人とともに

事業に関わるすべての人々の人権を尊重し、適切に行動します。

お客様とともに

お客様の健康と豊かな生活に繋がる、安全・安心・高品質な商品を開発・提供します。

従業員とともに

協力しあい成長しながら、よりよい人間関係と職場環境を作ります。

お取引先様とともに

新たな価値共創に挑戦し、事業のサステナビリティに繋がる取り組みを推進します。

地域とともに

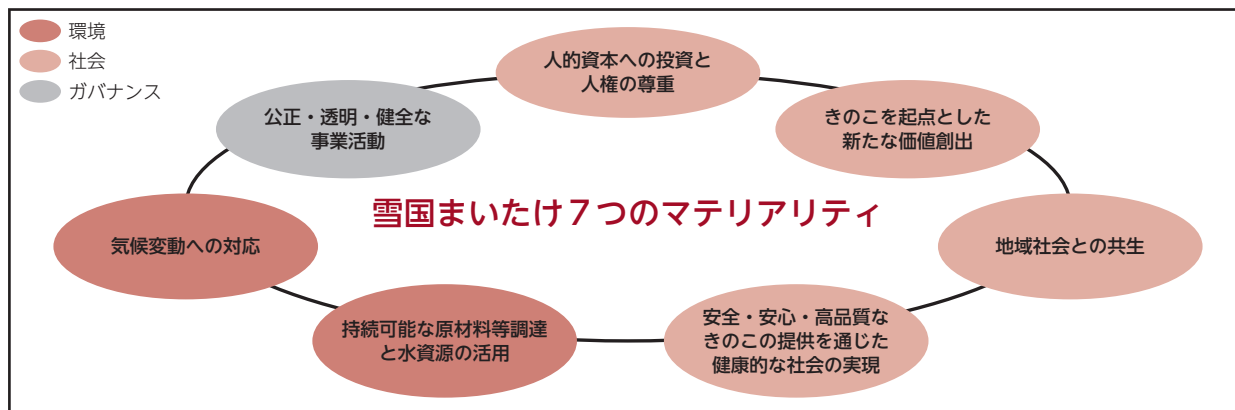
事業を通じ地域の発展に貢献し、日々の暮らしを支えあう良好な関係を構築します。

社会とともに

ステークホルダーの皆様との対話に努め、公正・透明・健全な事業活動を通じ、社会的責任を果たします。

雪国まいたけのマテリアリティ

当社グループの持続的な成長と社会課題の解決に向けて取り組むべき重要なテーマ（マテリアリティ）として7つを特定し、それぞれに施策の方向性と目標を定め、取り組みを進めております。





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日(水曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 冊

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

へ切り取る

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に異なる意思を表明する場合 >> 「賛」又は「否」の欄に○印をし、それと異なる候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

※議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があるものとさせていただきます。

※書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。またインターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

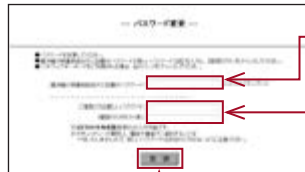
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力し、続いて新しいパスワードを設定してください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください


「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

ブランド力強化及び事業領域拡大のため、「株式会社雪国まいたけ」から新商号「ユキグニファクトリー株式会社」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2025年4月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。また、附則第1条は、削除されているため、附則第2条を第1条に繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、株式会社雪国まいたけ と称し、英文では <u>YUKIGUNI MAITAKE CO., LTD.</u> と表示する。	第1条 当社は、 <u>ユキグニファクトリー株式会社</u> と称し、英文では <u>YUKIGUNI FACTORY CO., LTD.</u> と表示する。
第2条～第41条 (条文省略)	第2条～第41条 (現行どおり)
(附則)	(附則)
<u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>	(削 除)
第1条 <u>削除</u>	第 <u>1</u> 条 (現行どおり)
第 <u>2</u> 条 (条文省略)	<u>(商号変更の効力発生)</u>
(新 設)	第2条 <u>定款第1条（商号）の変更は、2025年4月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、定款第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u>
(2023年3月1日施行)	(2025年4月1日施行)

第2号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立役員を委員の過半数とし、かつ独立役員である社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

また、当社の監査等委員会は、本議案の内容は妥当であり、陳述すべき意見はないと判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	湯澤尚史	代表取締役社長	再任
2	藤尾益雄	取締役	再任
3	千林紀子	社外取締役	再任 社外 独立
4	辻田淑乃	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者



所有する当社の株式数

8,334株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

1

ゆざわ まさふみ
湯澤 尚史

(1971年2月12日生)

再任

[略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況]

1995年 4月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）入社
2010年 6月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）執行役員 東京営業所長 兼 三課 課長
2014年 9月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）営業本部 副本部長
2014年10月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）執行役員 事業企画室長
2015年 3月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）退社
2015年 4月 八海醸造株式会社 執行役員 経営企画室 室長
2016年 6月 同社 退社
2016年 7月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）入社 常務執行役員 営業本部長
2021年 6月 当社 取締役 常務執行役員 営業本部長
2022年 4月 当社 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

湯澤 尚史氏は、1995年に入社し現在に至るまで、長年にわたりきのご等の販売に携わった経験から、食品事業における消費動向や販売特性を熟知しており、プレミアムきのご総合メーカーへの成長を責任者としてリードし、グループ全体の競争強化を推進することによって、引き続き当社の企業価値向上に寄与できると判断しました。また社員からの信望も非常に厚く、リーダーシップのある人材であることから、高い経営目標の設定と実現が可能であると判断し、取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

2

ふじ お みつ お
藤尾 益雄

(1965年6月14日生)

再任

【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】

- 2005年 6月 株式会社神明ロジスティックス 代表取締役社長
- 2007年 6月 株式会社神明 (現 株式会社神明ホールディングス) 代表取締役社長
- 2009年 4月 株式会社神明精米 (現 株式会社神明ぎっちゃん) 代表取締役社長
- 2013年 7月 株式会社ウーケ 代表取締役会長
- 2013年11月 カップ・クリエイトホールディングス株式会社 代表取締役会長 兼 社長
- 2014年 1月 株式会社神明アグリノベーション 代表取締役社長
- 2014年 5月 カップ・クリエイトホールディングス株式会社 代表取締役会長
- 2015年 6月 株式会社ウーケ 代表取締役社長
- 2017年 3月 株式会社神明アグリ 代表取締役社長
- 2017年 3月 株式会社神戸まるかん 代表取締役会長
- 2017年 3月 日本魯星株式会社 代表取締役会長
- 2017年 6月 株式会社ショクブン 代表取締役会長
- 2017年 6月 株式会社ウーケ 代表取締役会長
- 2017年10月 当社 (旧 株式会社雪国まいたけ) 取締役 (現任)
- 2018年 4月 株式会社神明分割準備会社 (現 株式会社神明) 代表取締役社長 (現任)
- 2019年 6月 元気寿司株式会社 代表取締役会長
- 2020年 3月 株式会社神明フレッシュ 代表取締役社長
- 2021年 6月 株式会社ショクブン 代表取締役会長
- 2021年 6月 東京中央青果株式会社 取締役 (現任)
- 2021年12月 株式会社ゴダック 代表取締役会長
- 2021年12月 株式会社神明ホールディングス 代表取締役社長 兼 管理本部長
- 2022年 3月 RICE REPUBRIC株式会社 取締役
- 2022年 4月 株式会社神明ホールディングス 代表取締役社長 (現任)
- 2022年 9月 元気寿司株式会社 代表取締役会長兼社長 (現任)
- 2022年10月 株式会社神戸まるかん 代表取締役会長兼社長

取締役候補者とした理由

藤尾 益雄氏は、食品業界に精通していること、株式会社神明ホールディングスの代表取締役であり、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることなどから、その経験と見識を当社の経営に活かすことができると判断し、また、今後当社グループと神明ホールディングスグループの成長に相乗効果が見込めると判断し、取締役候補者としていたしました。



所有する当社の株式数
0株
取締役会出席状況
17/17回

候補者番号

3

ち ばやし のり こ
千 林 紀 子

(1967年7月20日生)

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況]

- 1990年 4月 アサヒビール株式会社 入社
- 2008年 4月 アサヒ飲料株式会社 マーケティング本部 商品戦略部長
- 2012年 4月 アサヒフードアンドヘルスケア株式会社 食品マーケティング部長
- 2013年 9月 アサヒグループホールディングス株式会社 企業提携 (M&A) 部門
Deputy General Manager
- 2015年 6月 カルピス株式会社 機能性食品・飼料事業担当役員付 担当部長
- 2016年 1月 アサヒカルピスウェルネス株式会社 (現 アサヒバイオサイクル株式会社) 企画管理部長
- 2016年 3月 アサヒカルピスウェルネス株式会社 (現 アサヒバイオサイクル株式会社) 取締役
- 2017年 3月 アサヒカルピスウェルネス株式会社 (現 アサヒバイオサイクル株式会社) 代表取締役社長 (現任)
- 2020年 2月 当社 (旧 株式会社雪国まいたけ) 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

千林 紀子氏は、食品業界での豊富な経験と優れた経営視点より、多角的な視点から当社の経営基盤の強化への助言を行うことができると判断し、社外取締役候補者といたしました。また、千林氏が代表取締役社長を務めるアサヒバイオサイクル株式会社と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定する予定です。



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

4

つじ た よし の
辻田 淑乃

(1964年8月19日生)

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況]

1987年3月 スイス銀証券会社 入社
1989年1月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 入社
1999年6月 チェース・マンハッタン銀行 バイス・プレジデント
2001年2月 JPモルガン証券会社 バイス・プレジデント
2002年3月 日本たばこ産業株式会社 入社
2006年6月 日本たばこ産業株式会社 経営企画部部长
2014年9月 日本たばこ産業株式会社 コンプライアンス統括室長
2016年4月 日本たばこ産業株式会社 IR広報部長
2020年3月 株式会社ルリエ 代表取締役 (現任)
2020年4月 当社 社外取締役 (現任)
2022年6月 プリマム株式会社 社外取締役 (現任)
2022年9月 ユカイ工学株式会社 取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

辻田 淑乃氏は、経理財務業務等に精通し、国内外企業での豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験と見識を当社の経営に活かすことができると判断し、社外取締役候補者といたしました。また、辻田氏が代表取締役を務める株式会社ルリエ、社外取締役を務めるプリマム株式会社及び取締役を務めるユカイ工学株式会社と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定する予定です。

- (注) 1. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2024年3月31日）現在の株式数を記載しております。
2. 藤尾益雄氏は、現在当社の親会社である株式会社神明ホールディングスの業務執行者であります。同氏の同社及び同社の子会社における現在及び過去10年間の地位及び担当については、前記「略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄に記載のとおりであります。また、親会社及び親会社の子会社と当社は、製品の販売のほか、出向者の派遣受け入れ等の取引がありますが、取引を行うにあたっては、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。
3. 千林紀子氏及び辻田淑乃氏は、社外取締役候補者であります。
4. 千林紀子氏及び辻田淑乃氏は、現在、当社の社外取締役であります。千林紀子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時点で4年4ヵ月、辻田淑乃氏の社外取締役としての在任期間は4年2ヵ月となります。
5. 千林紀子氏及び辻田淑乃氏は、東京証券取引所が定める独立性判断基準を満たしており、当社は両氏を独立役員として同所に届けております。なお、両氏が再任された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、藤尾益雄氏、千林紀子氏及び辻田淑乃氏との間に責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を、法令が定める額を限度とするというものであり、3氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が再任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

第3号議案**監査等委員である取締役3名選任の件**

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の選任につきましては、監査等委員会の同意を得て取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	おおつかすぎ お 大塚杉男	取締役 (常勤監査等委員)	再任
2	ないとうてつや 内藤哲哉	社外取締役 (監査等委員)	再任 社外 独立
3	おかかおり 岡香里	—	新任 社外 独立

再任監査等委員である
再任取締役候補者**新任**監査等委員である
新任取締役候補者**社外**監査等委員である
社外取締役候補者**独立**株式会社東京証券取引所の
定めに基づく独立役員候補者



所有する当社の株式数
1,622株
取締役会出席状況
13/13回

候補者番号

1

おおつか すぎ お
大塚 杉男 (1960年9月16日生)

再任

[略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況]

1990年4月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）入社
2000年2月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）浦佐工場長
2012年10月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）購買部長
2014年6月 株式会社雪国商事 代表取締役社長
2014年7月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）購買部長 兼 生産技術部長
2015年7月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）執行役員 生産本部副本部長
2018年6月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）執行役員 品質保証部長
2019年10月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）執行役員 有限会社三蔵農林 代表取締役社長
2023年4月 当社 執行役員
2023年6月 当社 取締役（常勤監査等委員）（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

大塚杉男氏は、1990年に入社して以来、長年にわたりこの生産や原材料の調達、品質保証などに携わり、当社事業に関する専門的な知見を有するほか、当社子会社の社長を歴任した多様な経験を活かし、当社の経営全般の監視や適切な助言等により、監査等委員である取締役として十分な役割を果たしていくことが期待されると判断し、監査等委員である取締役候補者としていたしました。



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

2

ないとう てつや
内藤 哲哉

(1959年12月15日生)

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況]

- 1987年10月 港監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所
- 1991年 4月 公認会計士登録
- 1994年 5月 米国公認会計士登録（カリフォルニア州）
- 1995年 8月 KPMGピートマーウィック（現 KPMG LLP）ロサンゼルス事務所 入所
- 1998年 7月 KPMGピートマーウィック（現 KPMG LLP）ロサンゼルス事務所 パートナー
- 2005年 8月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 東京事務所 入所
- 2006年 1月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 東京事務所 代表社員
- 2012年 9月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）
東京事務所 シニアパートナー
- 2022年 6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2022年 7月 株式会社Brave group 社外監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内藤哲哉氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、会計、監査、リスクマネジメントなどの専門的な知識並びに公認会計士としての長年にわたる国内及び海外での経験を有しており、当社の経営全般の監視や適切な助言等により、監査等委員である社外取締役として十分な役割を果たしていくことが期待されると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

一回

候補者番号

3

おか かがり
岡 香里

(1977年11月4日生)

新任

社外

独立

[略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況]

- 2006年10月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業) 入所
- 2010年11月 岩田合同法律事務所 入所
- 2014年 4月 香港国際仲裁裁判所 (HKIAC) 出向
- 2014年 7月 米国 Steptoe & Johnson LLP 出向
- 2015年 1月 岩田合同法律事務所 パートナー
- 2016年 3月 デロイト弁護士法人 入所
- 2017年 6月 株式会社丸運 社外取締役(監査等委員) (現任)
- 2018年 3月 デロイト弁護士法人 パートナー
- 2023年 7月 岡かおり FORTUNA 法律事務所 代表 (現任)
- 2024年 4月 日本郵政グループ不服審査会委員長 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岡香里氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格を有し、企業法務をはじめとした幅広い専門性とグローバルな経験とを兼ね備えており、当社の経営全般の監視や適切な助言等により、監査等委員である社外取締役として十分な役割を果たしていくことが期待されると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 岡香里氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2024年3月31日）現在の株式数を記載しております。
3. 内藤哲哉氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に所属しておりましたが、在職期間において同監査法人は当社の会計監査人ではなく、したがって、内藤哲哉氏は当社の業務に関与していません。また、現在、内藤哲哉氏と同監査法人との間に特別な利害関係はなく、同監査法人の売上高に占める当社の割合も重要性が乏しいことから、一般株主と利益相反のおそれがなく独立性を有していると判断しております。
4. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
5. 内藤哲哉氏及び岡香里氏は、社外取締役候補者であります。
6. 内藤哲哉氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。内藤哲哉氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結時点で2年となります。
7. 当社は、現在内藤哲哉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しておりますが、内藤哲哉氏が再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、岡香里氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 内藤哲哉氏は、東京証券取引所が定める独立性判断基準を満たしており、当社は内藤哲哉氏を独立役員として同所に届けております。なお、内藤哲哉氏が再任された場合、引き続き内藤哲哉氏を独立役員とする予定であります。
9. 当社は、岡香里氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、東京証券取引所が定める独立性判断基準を満たしている岡香里氏を独立役員として指定し、同所に届け出る予定であります。
10. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

スキル・マトリックス（期待される役割・有しているスキル）

本総会における取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任議案及び監査等委員である取締役選任議案が承認可決された場合の、当社取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	地位及び担当	多様性	社外 (独立◎)	経営全体	財務/会計 /税務	法務/リスク マネジメント /ガバナンス	人事/ 労務	グローバル ビジネス	マーケ ティング	技術 /R&D	業界知見
湯澤 尚史	代表取締役社長			●			●		●		●
藤尾 益雄	取締役			●				●			●
千林 紀子	取締役（社外）	●	社外◎	●					●	●	
辻田 淑乃	取締役（社外）	●	社外◎		●	●		●			
大塚 杉男	取締役 (常勤監査等委員)									●	●
内藤 哲哉	取締役 (監査等委員・社外)		社外◎		●			●			
岡 香里	取締役 (監査等委員・社外)	●	社外◎			●		●			

(注) 1.上記「地位及び担当」の記載内容は、本総会において選任された場合に予定されているものとなります。

2.チェックされている項目は、各取締役の全ての知識や経験を表すものではありません。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況


① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが変更され、経済活動の正常化が進みました。一方、緊迫する国際情勢やエネルギー価格の高騰、円安による調達価格の上昇、人材不足による労務費の増加を背景とした各種コスト高はやや落ち着きが見られるものの、引き続き企業活動においては楽観視できない状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、事業を取り巻く環境の急激な変化を踏まえ、2023年12月に中期経営計画（2024年3月期～2028年3月期）を更新し公表いたしました。更新した中期経営計画の下、事業環境の変化に的確に対応し国内での事業基盤を更に強化しつつ、中長期はグローバル展開を推進することで、プレミアムさの総合メーカーとして成長し続ける事業戦略を実行してまいります。加えて、中期経営計画において方針の一つとしておりますグローバル展開の第一歩として、オランダ及び周辺国にてマッシュルーム等を展開する企業の株式を取得し、当社グループ傘下に収めるなど、積極的な事業活動を展開いたしました。

当連結会計年度におきましては、販売単価の引き上げやコスト低減活動、作業効率改善等に全社一丸となって取り組み、前連結会計年度に対し増収増益となりました。引き続き、当社グループは、安全・安心な製品を提供することを通じて消費者の健康に寄与し、健やかな社会の実現に貢献する事業を展開し、持続的な成長を図ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の収益は474億76百万円（前連結会計年度比12.5%増）、このうち、売上収益は334億43百万円（同7.8%増）、営業利益は28億11百万円（同28.3%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は13億58百万円（同15.0%増）となりました。

収益	前連結会計年度比	売上収益	前連結会計年度比
474億76百万円	12.5 %増 	334億43百万円	7.8 %増 
営業利益	前連結会計年度比	親会社の所有者に帰属する当期利益	前連結会計年度比
28億11百万円	28.3 %増 	13億58百万円	15.0 %増 

企業集団の事業区分別売上収益の状況は以下のとおりであります。

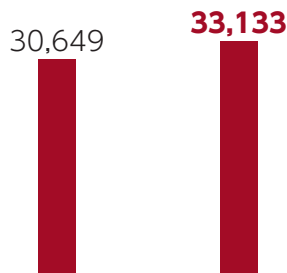
茸事業

<主要な事業内容>

茸製品（まいたけ、エリンギ、ぶなしめじ、本しめじ、はたけしめじ、マッシュルーム）の製造及び販売、並びに海外事業会社における茸製品の製造及び販売

売上収益

(単位：百万円)



第6期(2023年3月期) 第7期(2024年3月期)

茸事業におきましては、プレミアムイメージに更に磨きをかけるべく、CM、デジタル、パッケージを連動した、高級感のある立体的なプロモーションを継続展開いたしました。また、中期経営計画にあるグローバル展開の第一歩として、オランダを拠点にマッシュルーム等の製造販売を手掛ける海外事業会社の株式を取得いたしました。当連結会計年度における業績への寄与度は高くありませんが、当社グループとの親和性が高く、今後、グループ全体の成長に貢献するものと見込んでおります。

当連結会計年度におきましては、国内における茸全般の市場供給量が落ち着き、当社営業活動においても顧客ニーズに合った適切な商品構成・提案と需給動向に応じた生産調整により、販売単価水準の引き上げを実施いたしました。

以上の結果、茸事業の売上収益は331億33百万円（前連結会計年度比8.1%増）となりました。

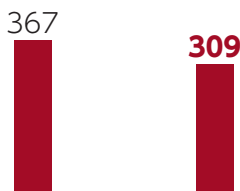
その他

<主要な事業内容>

健康食品の製造（外部委託）及び販売、並びに瑞穂農林株式会社での培地活性剤の製造及び販売

売上収益

(単位：百万円)



第6期(2023年3月期) 第7期(2024年3月期)

その他におきましては、健康食品及び瑞穂農林株式会社の培地活性剤による収益が主となっておりますが、当連結会計年度におきましては、培地活性剤の製造及び販売量が減少いたしました。

健康食品におきましては、きのこがもつ健康機能性を手間なく食生活に取り入れていただけるよう当社独自に開発した健康食品を、ECサイトを利用した通信販売にて展開しておりますが、当連結会計年度におきましては、販売量が減少しました。

以上の結果、その他の売上収益は3億9百万円（前連結会計年度比15.6%減）となりました。

当連結会計年度における事業セグメント別の売上収益の状況は以下のとおりであります。

〔苜事業〕

① まいたけ

当社こだわりの製法である長期熟成・大株栽培ならではのまいたけ「極」の魅力をより広く消費者の皆様にご存知いただくため、関東・関西エリアを中心にテレビCMの放映、CMと連動した店頭企画提案等を実施し、プレミアムきのことしての認知度向上に注力するとともに、当社の強みである豊富な商品ラインアップを活かした販売施策に取り組んでまいりました。これにより、前連結会計年度に比べ販売量は減少いたしました。販売単価は好調に推移いたしました。この結果、まいたけ事業の売上収益は、184億61百万円（前連結会計年度比3.0%増）となりました。

② エリンギ

安定した生産品質により供給量を維持し、定番の各種量目トレイ製品や利便性の高い大量目スライス製品等、多様な商品提案を実施しております。これにより、前連結会計年度に比べ販売量と販売単価はいずれも好調に推移いたしました。この結果、エリンギ事業の売上収益は、35億89百万円（同14.8%増）となりました。

③ ぶなしめじ

青果市況と市場の動向を注視しながら、需給バランスに応じて量目の異なる製品の販売構成を柔軟に切り替え、安定した供給を実施しております。これにより、前連結会計年度に比べ販売量と販売単価はいずれも好調に推移いたしました。この結果、ぶなしめじ事業の売上収益は、68億42百万円（同12.2%増）となりました。

④ その他の苜

国内マッシュルームは、安定供給及び品質向上に取り組みましたが、販売量は前連結会計年度に比べ低調に推移いたしました。本しめじも前連結会計年度に比べ販売量が低調に推移いたしました。また、海外事業会社にて扱うマッシュルーム等の売上収益が本セグメントの売上収益に含まれております。この結果、その他の苜事業の売上収益は、42億39百万円（同21.0%増）となりました。

〔その他〕

その他の売上収益は、主に健康食品の販売及び瑞穂農林株式会社を取り扱う培地活性剤によるものであります。当連結会計年度においては、健康食品の販売量、培地活性剤の製造及び販売量がいずれも減少いたしました。この結果、その他の売上収益は、3億9百万円（同15.6%減）となりました。

各事業セグメント別売上収益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	増減率 (%)
茸事業	30,649	33,133	8.1
まいたけ	17,919	18,461	3.0
エリンギ	3,127	3,589	14.8
ぶなしめじ	6,097	6,842	12.2
その他の茸	3,504	4,239	21.0
その他	367	309	△15.6
売上収益	31,016	33,443	7.8

なお、当期の期末配当金につきましては、2024年5月9日開催の取締役会におきまして、1株につき10円の配当実施を決議いたしました。

これにより、中間配当金1円と合わせた当期の年間配当金は1株につき11円となります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、26億33百万円であります。その主なものは、茸事業における岡山バイオセンターのマッシュルーム増産に係る設備投資、各バイオセンターの設備更新及び効率向上のための設備増強・改善に係るものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、既存借入金のリファイナンスを目的として、金融機関より170億円を新たに調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

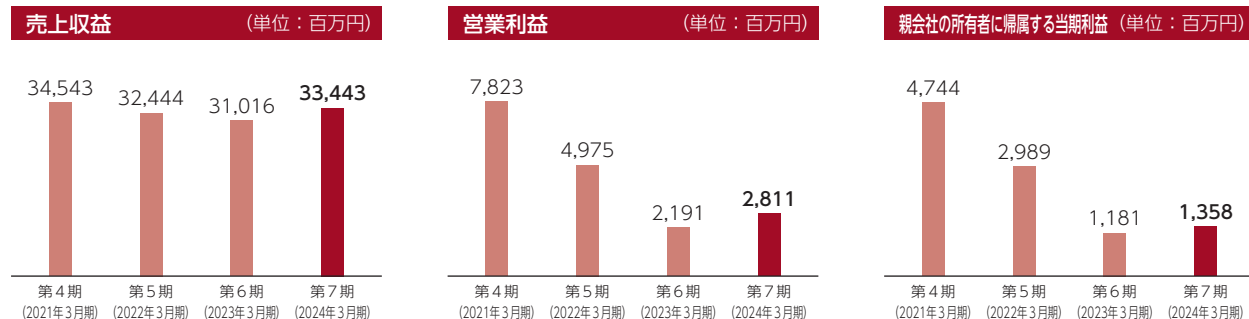
⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2023年4月1日付にて当社の完全子会社であった株式会社三蔵農林を吸収合併し、株式会社三蔵農林が有しておりました全ての権利義務を承継しております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、100%出資の子会社としてYukiguni Maitake Netherlands Holdings B.V.（2023年10月設立 以下「YMNL社」という。）を設立いたしました。YMNL社は、オランダのきのこ事業会社であるOakfield Champignons B.V.及びOakfield Onroerend Goed B.V.（2023年12月4日付Yukiguni Maitake Netherlands Real Estate B.V.に商号変更）の株式の100%を取得する株式譲渡契約を締結し、2023年12月4日付で当株式を取得いたしました。また、当社の子会社であるYukiguni Maitake Netherlands Holdings B.V.の株式については、当社が100%保有しておりましたが、そのうちの20%を被買収会社の取締役等に同日付で譲渡しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区分		第4期 (2021年3月期)	第5期 (2022年3月期)	第6期 (2023年3月期)	第7期 (2024年3月期) (当連結会計年度)
収益	(百万円)	51,380	47,081	42,204	47,476
売上収益	(百万円)	34,543	32,444	31,016	33,443
営業利益	(百万円)	7,823	4,975	2,191	2,811
税引前利益	(百万円)	7,125	4,564	1,794	2,240
親会社の所有者に帰属する 当期利益	(百万円)	4,744	2,989	1,181	1,358
基本的1株当たり当期利益	(円)	119.03	74.92	29.63	34.06
資産合計	(百万円)	35,644	36,096	33,304	38,004
資本合計	(百万円)	9,230	10,470	10,409	11,520

- (注) 1. 当社は、2020年4月1日付を効力発生日として旧雪国まいたけホールディングス（2017年7月14日に株式会社BCJ-27として設立。2018年1月に株式会社雪国まいたけホールディングスに商号変更）が実質的な事業運営会社であった旧株式会社雪国まいたけを吸収合併しております。
2. 当社は、2020年7月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。基本的1株当たり当期利益は、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、国内においては少子高齢化に伴う人口減少等により、食品市場全体は縮小傾向にあり、国内労働人口の減少による労働力確保が困難になるなど、社会構造的な要因による課題を抱えております。また、原油高騰等による原材料費、エネルギー関連コストの高止まりや、国際情勢の悪化により国内外経済が不安定になるなど、企業活動への継続的な影響が想定され、引き続き動向への注視が必要であります。更に、世界的な気候変動による環境変化は、今後の消費活動や調達活動に大きな影響を与えるリスクを有しており、持続的な成長を維持するために注視すべき事項は複雑化かつ増加しております。

このような環境の中、当社は、急激な事業環境の変化に的確に対応し、国内での事業基盤を更に強化しつつ、中長期はグローバル展開を推進することでプレミアムきのこ総合メーカーとして成長し続けることを目指して2023年12月に中期経営計画を更新いたしました。

〈中期経営計画の基本方針〉

「国内での事業基盤の強化推進とグローバル市場での新拠点統合と更なる事業展開」を中心に、次の3つの基本方針の下、当社グループの既存事業の強みを活かすだけでなく、新たな領域や地域へも事業拡大を図り、安定的な成長を目指してまいります。

- A. 国内きのこ市場：既存のプレミアム事業の強化と新たな事業創出
- B. ビジネスプロセス：聖域無き全プロセスの合理化
- C. グローバル展開：新たに取得した海外企業のPMI（経営統合）と他ターゲットの探索

なお、中期経営計画の詳細は、後記「中期経営計画（2024年3月期～2028年3月期）」をご参照ください。

また、当社グループの持続的な成長と社会課題の解決に向けて取り組むべき重要なテーマ（マテリアリティ）として7つを特定し、それぞれに施策の方向性と目標を定め、取り組みを進めております。

中でも、自然資源（水資源、森林資源）を多く活用している当社グループでは、環境問題や気候変動リスクに対する積極的な取り組みは、企業の社会的責任と持続的な企業価値向上のための重要な課題であると認識し、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明するとともに、サステナビリティ推進委員会を設置し、温室効果ガスサプライチェーン排出量の削減に向けた取り組みや、気候変動に関する事業や財務への影響について議論を進め、想定されるリスク・機会を整理し、シナリオ分析と財務インパクト評価を実施するなど、環境にも配慮した事業経営を行っております。

当社グループは、厳しい環境下におきましても、たゆまない技術革新による強固な事業基盤構築に努め、まいたけをはじめとするきのこの健康機能性など、きのこが持つ価値そのものを世に広めるとともに、きのこが有する低カロリー、低脂質、食物繊維といった特性を活かしたヘルシー志向に適う代替肉などの新商品開発により新たな価値を創出し、安全・安心で高品質な商品の提供を通じて、人々の幸せと豊かな生活を支える健康の維持・向上に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	事業内容
苜事業	苜製品（まいたけ、エリンギ、ぶなしめじ、本しめじ、はたけしめじ、マッシュルーム）の製造及び販売、並びに海外事業会社における苜製品の製造及び販売
その他	健康食品の製造（外部委託）及び販売、並びに瑞穂農林株式会社での培地活性剤の製造及び販売

(5) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

新潟本社	新潟県南魚沼市余川89番地
東京本社	東京都中央区京橋2丁目8番8号 新京橋ビル4階
第1バイオセンター 第3バイオセンター 第4バイオセンター 第5バイオセンター 種菌開発センター	新潟県南魚沼市
五泉バイオセンター	新潟県五泉市
滋賀パッケージセンター	滋賀県蒲生郡竜王町
岡山バイオセンター	岡山県瀬戸内市
名川工場	青森県三戸郡南部町
東京本部	東京都江東区
北海道営業所	北海道札幌市北区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
新潟営業所	新潟県南魚沼市
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
広島営業所	広島県広島市中区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区

(注) 当社は、2023年4月1日付で株式会社三蔵農林を吸収合併し、当社の岡山バイオセンターとなりました。

② 子会社

瑞穂農林株式会社	京都府船井郡京丹波町
Yukiguni Maitake Netherlands Holdings B.V.	オランダ王国リンブルフ州
Oakfield Champignons B.V.	オランダ王国リンブルフ州
Yukiguni Maitake Netherlands Real Estate B.V.	オランダ王国リンブルフ州

- (注) 1. 株式会社三蔵農林は、2023年4月1日付で株式会社雪国まいたけに吸収合併し、岡山バイオセンターとなりました。
2. 2023年12月4日付で、Oakfield Champignons B.V.及びOakfield Onroerend Goed B.V.の株式を取得し子会社となりました。
なお、Oakfield Onroerend Goed B.V.は、同日付でYukiguni Maitake Netherlands Real Estate B.V.に商号変更しております。

(6) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
苮事業	979 (1,453)名
その他	7 (5)
全社 (共通)	68 (14)
合 計	1,054 (1,472)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) は管理部門の従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
1,024 (1,292) 名	41.5歳	12.3年

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する 議決権比率 (%)	当社との関係
株式会社神明ホールディングス	100	50.08	出向者の派遣

- (注) 1. 当社の取締役藤尾益雄氏は、親会社である株式会社神明ホールディングスの代表取締役を兼任しております。
2. 親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項など、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。
3. 親会社グループとは、当社製品の売買取引を行っており、親会社からは出向者の受け入れを行っております。当該取引における取引条件については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。また、親会社との取引については、独立社外取締役にて構成される特別委員会にて、その取引の必要性及び妥当性を確認し、取締役会に対し答申しております。取締役会においては、特別委員会からの答申の確認及び関連当事者取引の必要性等を審議した上で意思決定を行っており、これら取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
瑞穂農林株式会社	49.0	本しめじ、はたけしめじの製造販売 培地活性剤の製造及び販売
Yukiguni Maitake Netherlands Holdings B.V.	80.0	Oakfield Champignons B.V.及び Yukiguni Maitake Netherlands Real Estate B.V.の 経営管理等
Oakfield Champignons B.V.	80.0	マッシュルーム及びエキゾチック・マッシュルームの 製造販売
Yukiguni Maitake Netherlands Real Estate B.V.	80.0	Oakfield Champignons B.V.事業に使用される 不動産の管理

- (注) 1. 当社は、2023年4月1日付にて当社を存続会社として株式会社三蔵農林を吸収合併いたしました。
2. 当社は、2023年10月設立したYukiguni Maitake Netherlands Holdings B.V.を通じ、2023年12月4日付にてOakfield Champignons B.V.及びOakfield Onroerend Goed B.V.（2023年12月4日付でYukiguni Maitake Netherlands Real Estate B.V.に商号変更）の株式を取得いたしました。
3. Oakfield Champignons B.V.にて製造販売しておりますエキゾチック・マッシュルームとは、シイタケやヒラタケなど、日本国内にて呼称されるマッシュルーム以外の茸の総称であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,000
株式会社日本政策投資銀行	3,000
株式会社第四北越銀行	2,500
株式会社三菱UFJ銀行	2,023
株式会社りそな銀行	1,500

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中期経営計画の実現に向けて、生産工程の省人化等に関する設備投資や海外事業展開など、積極的な先行投資が業務拡大に必要不可欠であるものと認識しており、財務体質の安定強化と中長期的な成長につながる原資とするための内部留保を充実させるとともに、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と位置付け、利益水準と財務状況を総合的に勘案して、1株当たり当期利益に基づく連結配当性向30%以上を中長期的な目標として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

また、当社は定款に「当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」旨を規定しており、機動的な配当の実施を可能としております。

当事業年度の期末配当金については、2024年5月9日開催の取締役会において、1株10円とすることを決議いたしました。これにより、中間配当金1円と合わせた当期の年間配当金は1株につき11円となります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	1億5,940万株
② 発行済株式の総数	3,991万700株
③ 株主数	69,902名
④ 大株主	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社神明ホールディングス	19,963,000	50.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,892,200	7.25
HSBC BANK PLC A/C M AND G (ACS) VALUE PARTNERS CHINA EQUITY FUND	864,439	2.17
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	700,000	1.75
SMBC日興証券株式会社	367,500	0.92
JP MORGAN CHASE BANK 385781	239,444	0.60
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	171,669	0.43
長谷川 武男	169,800	0.43
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	136,500	0.34
JPモルガン証券株式会社	110,010	0.28

(注) 当社は、自己株式を16,667株保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2022年6月24日開催の第5期定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区分	株式数	交付対象者
取締役（監査等委員・社外取締役を除く）	7,170株	2名

(注) 2023年12月26日付辞任の取締役1名を含んでおります。

(ご参考)

コーポレート・ガバナンスについて

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「プレミアムきのこと総合メーカー」として成長し続けるための強固な事業基盤を確立すると共に、国内外における人々の健康的な食生活を支え続ける一助となるべく、日々の事業活動に取り組んでおります。

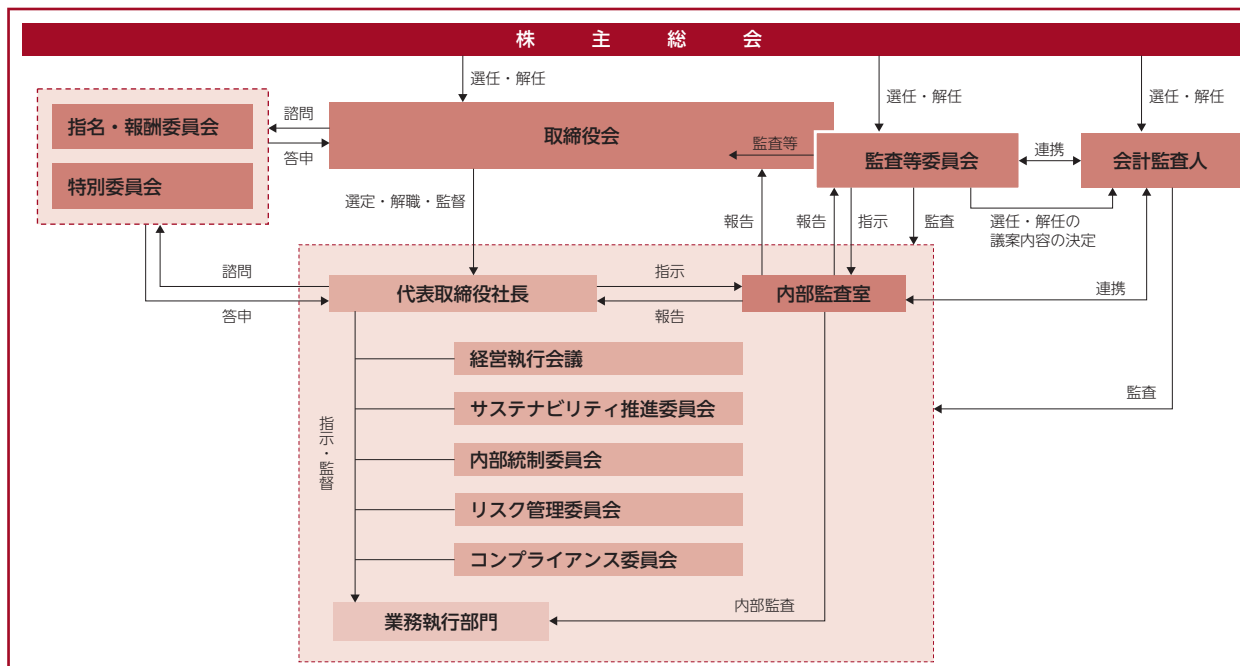
当社グループは株主、顧客、従業員、取引先、地域社会等さまざまな利害関係者に対して責任ある経営を通じて持続的な企業価値の向上を実現していくために、グローバルな要請に対応できる適時・的確な意思決定や行動メカニズムを構築し、経営の効率性・健全性を高めていくことが不可欠であると考えております。

そのため、当社グループはコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題であると認識しており、意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、経営透明性の向上、企業倫理の確立に取り組んでおります。

当社グループは、これからも、安全、安心を根幹に社会的責任を果たしながら、自然からの恩恵である、きのこの持つ機能性追求と、人の技術力による厳格な品質管理と安定生産によって、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えし、持続的な成長と実り豊かな自然との共生を目指しております。

2. コーポレート・ガバナンス体制図

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりであります。



3. 当社のガバナンス体制について

当社は、監査等委員会設置会社であります。取締役の職務執行の監査・監督を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。また、重要な業務執行の決定を取締役に委任することが可能となり、迅速かつ機動的な経営が可能となります。

これらにより、より透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実施することができ、より強い推進力を持った経営判断を後押しする仕組みが強化されているものと考えております。

4. スキル・マトリックス

当社の取締役会を構成する取締役のスキル・マトリックスは、前記株主総会参考書類にあります「スキル・マトリックス」をご確認ください。当社は、各取締役が有する経験や高い知見を活かし、バランスのよい取締役会運営に努めております。

5. 独立性の基準

独立社外役員の独立性については、会社法及び東京証券取引所の独立性基準に準じて判断しております。また、当社事業への理解を深める努力を怠らず、かつ、自らの知見に基づき企業価値の向上の観点から活発に助言するなど、取締役会に対し建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

6. 任意の委員会について

当社は、実効性と独立性のあるガバナンスの実行のため、任意の委員会を設置しております。

〈指名・報酬委員会〉

役員人事及び報酬制度における審議プロセスの透明性と客観性を高めるため、取締役会又は代表取締役社長の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。同委員会の委員は、当社取締役より3名以上を選出して構成し、委員の過半数は東京証券取引所に独立役員として届け出た社外取締役としております。また、同委員会の委員長は、独立社外取締役の中から選出しております。

〈特別委員会〉

少数株主の利益を保護する観点より、コーポレートガバナンス・コードに準じ、取締役会又は代表取締役社長の諮問機関として、独立社外取締役にて構成される特別委員会を設置しております。当委員会において、支配株主との重要な取引・行為については取引開始前の事前審議・検討及び継続取引については年1回の妥当性確認を実施し、取締役会又は代表取締役社長に対し答申を行い、少数株主の保護に努めております。

〈サステナビリティ推進委員会〉

グループ全体の持続的な成長及び気候変動に係るリスク等社会課題の解決に向けた取り組みを推進するため、社長を委員長とし、その他常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員で構成するサステナビリティ推進委員会を設置しております。当委員会において、当社グループにおけるサステナビリティの重要課題、持続的な成長及び社会課題の解決に向けた取り組みについて審議・運営管理を実施しております。サステナビリティ方針につきましては、前記「雪国まいたけのサステナビリティ方針」をご確認ください。

なお、当委員会には、常勤の監査等委員がオブザーバーとして出席しており、必要に応じて委員長の指名によりグループ会社社長等が出席します。

〈内部統制委員会〉

財務報告の適正性の確保のための体制強化及びグループ統制環境の整備、強化を目的として、社長を委員長とし、その他常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員で構成される内部統制委員会を設置し、原則四半期に1回開催しております。

なお、当委員会には、常勤の監査等委員がオブザーバーとして出席しております。

〈リスク管理委員会〉

リスク管理体制充実及び全社リスク管理について運用・管理を目的として、社長を委員長とし、その他常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員で構成されるリスク管理委員会を設置し、原則年2回開催しております。

なお、当委員会には、常勤の監査等委員がオブザーバーとして出席しており、必要に応じて委員長の指名によりグループ会社社長等が出席します。

〈コンプライアンス委員会〉

コンプライアンスに関わる事項の審議、対応の検証を行うため、社長を委員長とし、その他常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、原則年4回開催し、コンプライアンス経営の充実に努めております。

なお、当委員会には、常勤の監査等委員がオブザーバーとして出席しており、必要に応じて委員長の指名によりグループ会社社長等が出席します。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	湯澤尚史	－
取締役	藤尾益雄	株式会社神明ホールディングス 代表取締役社長
取締役	千林紀子	アサヒバイオサイクル株式会社 代表取締役社長
取締役	辻田淑乃	株式会社ルリエ 代表取締役 プリマハム株式会社 社外取締役 ユカイ工学株式会社 取締役
取締役(常勤監査等委員)	大塚杉男	－
取締役(監査等委員)	建部和仁	東京湾水先区水先人会 監事
取締役(監査等委員)	内藤哲哉	株式会社Brave group 社外監査役

- (注) 1. 取締役千林紀子氏及び辻田淑乃氏並びに取締役(監査等委員)建部和仁氏及び内藤哲哉氏は、社外取締役であります。
2. 2023年6月27日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって、小林嗣明氏は取締役(常勤監査等委員)を辞任いたしました。また、2023年12月26日付で、三枝俊幸氏は専務取締役を辞任いたしました。
3. 取締役(監査等委員)内藤哲哉氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、大塚杉男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役千林紀子氏及び辻田淑乃氏並びに取締役(監査等委員)建部和仁氏及び内藤哲哉氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考)

当社では、執行役員制度を導入しており、執行役員は以下のとおりであります。(2024年3月31日現在)

役職名	氏名	担当等
常務執行役員	行方景久	瑞穂農林株式会社 代表取締役社長 (出向)
常務執行役員	櫻井威典	経営企画本部長
常務執行役員	青木 隆	管理本部長 兼 情報システム部長
執行役員	諸澤慎二	営業本部長
執行役員	遠藤竜一	営業本部 副本部長 兼 東日本営業部長

② 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の額

(単位：百万円)

区分	支給人員	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	支給総額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4名 (2名)	51 (19)	1 (-)	5 (-)	59 (19)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (2名)	35 (20)	-	-	35 (20)
合計 (うち社外役員)	8名 (4名)	87 (40)	1 (-)	5 (-)	95 (40)

- (注) 1. 当事業年度中に在任している取締役のうち、1名は無報酬であり、上記の支給人員には含まれておりません。
2. 上記には、2023年6月27日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名及び同日就任した取締役(監査等委員)1名並びに2023年12月26日付で辞任した取締役1名を含めております。
3. 非金銭報酬等の総額は、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)2名に対する譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

二. 業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより企業価値の向上を図るため、取締役に對して業績連動報酬として賞与を支給しております。

業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標は、コアEBITDA(※)であり、また、当該業績指標を選定した理由は、通常の営業活動の結果を示していないと考えられる項目等の非経常的損益項目の影響を除外した財務指標であり、当社グループの業績を評価する上で有用であると考えためであります。

業績連動報酬の額の算定方法は、予め定めた目標値の達成度に応じて0%~200%の範囲とするというものであります。業績連動報酬の額の算定に用いたコアEBITDAの、2023年3月期実績値は46.6億円であります。

(※)コアEBITDAとは、IFRSにより規定された指標ではなく、投資家が当社グループの業績を評価する上で、当社グループが有用であると考え財務指標であります。コア営業利益(コア営業利益=営業利益-IAS第41号「農業」適用による影響額-その他の収益及び費用-一時的な収益及び費用にて算出)より、コアEBITDA(コアEBITDA=コア営業利益+減価償却費及び償却費)を算出してあります。

ホ. 非金銭報酬等に関する事項

当社は非金銭報酬として、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し譲渡制限付株式報酬を導入しております。非金銭報酬の決定方針等については、「チ. 各取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。

ヘ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第5期定時株主総会において、年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役2名）であり、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月24日開催の第5期定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内、割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を各事業年度にて割り当てる譲渡制限付株式の数の上限として決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の譲渡制限付株式報酬の対象となる取締役の員数は3名であります。

ト. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、当社では取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長湯澤尚史が一任され、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を報酬決定方針に沿って決定しております。これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長湯澤尚史が、各取締役の業績について全般的かつ適正に評価することができることによるものであります。

チ. 各取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、当該委員会にてその妥当性を審議・検証する体制としております。なお、2024年3月期の取締役の報酬等の額の決定については、次の方針に基づき実施しております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会にて取締役会にて決議された決定方針との整合性及び報酬内容決定プロセスを確認いたしました。取締役会は、指名・報酬委員会での事前審議を経た上で株主総会の決議を受けた報酬限度額の範囲内で、取締役会より代表取締役に個人別の報酬額の決定を一任しているため、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 報酬基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう各事業年度の業績及び従業員給与水準等と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、役割を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬と変動報酬としての業績連動報酬により構成し、社外取締役及び監査等委員である取締役については、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、役位、役割、在任年数等に応じ、当社の業績、他社の報酬水準、当社従業員の給与水準、執行役員報酬水準等を踏まえて総合的に勘案して決定するものとする。

当社の監査等委員である取締役の基本報酬は、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定するものとする。

3. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に支払われる業績連動報酬は、各事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標KPIを反映した業績連動賞与（金銭報酬）と、中長期的な企業価値向上及び株主との価値共有を目的とし、株式報酬（非金銭報酬）にて構成する。

①業績連動賞与（金銭報酬）

各事業年度のコアEBITDAの目標値及び前年度値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。目標値については、中期経営計画にて設定した業績指標とその値を踏まえ、各事業年度の利益計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

②株式報酬（非金銭報酬）

一定の譲渡制限期間を設けた上で、当社普通株式を付与するものであり、原則として毎年、当社と付与対象者の間で譲渡制限付株式割当契約を締結した上で、その職位に応じて決定された数の当社普通株式を付与する。

4. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動賞与のウエイトが高まる構成とする。また、上位の役位ほど中長期的な企業価値向上に貢献するべきであることから、株式報酬についても同様に上位役位のウエイトは高くなっている。

これらをもとに種類別の報酬割合を策定し、指名・報酬委員会に諮問する。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の種類ごとの比率の目安は、代表取締役の場合、業績連動報酬45%（うち業績連動賞与割合：35%、株式報酬割合：10%（KPIを100%達成の場合、基本報酬：業績連動賞与：株式報酬=55：35：10））とする。

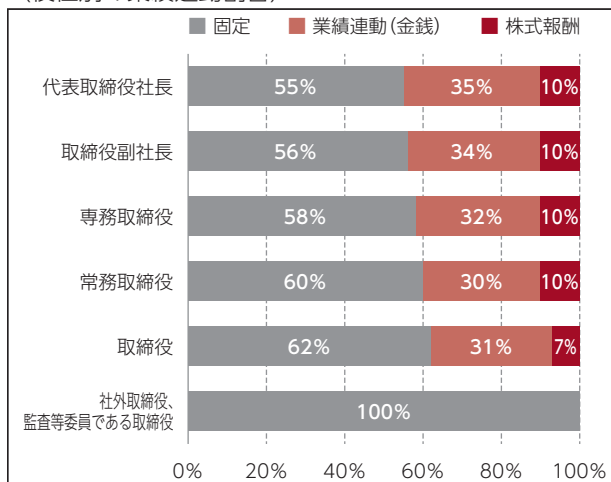
5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、株主総会にて承認を受けた報酬総額の範囲内で、取締役会決議の方針に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、報酬決定方針に沿って各取締役の基本報酬の額及び各取締役に期待する役割に対する貢献度を踏まえた業績連動報酬の評価配分とする。上記委任を受けた代表取締役は、当該権限が適切に行使されていることを担保するため、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、答申内容を踏まえ決定しなければならないこととする。

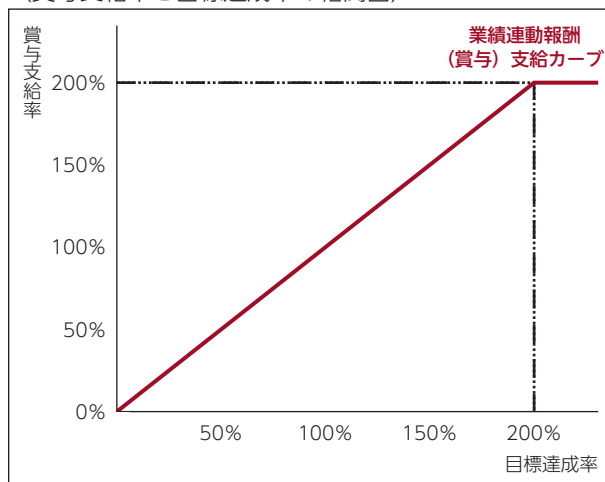
監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、株主総会にて承認を受けた報酬総額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定するものとする。

役位による基本報酬と業績連動報酬及び非金銭報酬の割合及び当社の賞与支給率と目標達成率の相関関係は以下のとおりであります。

(役位別の業績連動割合)



(賞与支給率と目標達成率の相関図)



③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び取締役である藤尾益雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金等が填補されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は填補の対象としないこととしております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「①取締役の状況（2024年3月31日現在）」に記載のとおりであります。

なお、当社と社外役員の各兼職先の間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	主な活動内容及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
千林紀子	取締役	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、食品業界における企業経営に係る豊富な知識と経験を背景に取締役会では積極的に意見を述べ、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長、特別委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会全てに出席し、客観的・中立的立場で監督機能を担っております。
辻田淑乃	取締役	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、経理財務業務等に係る豊富な知識と経験を背景に取締役会では積極的に意見を述べ、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、特別委員会の委員長、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会全てに出席し、客観的・中立的立場で監督機能を担っております。
建部和仁	取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会17回及び監査等委員会17回の全てに出席し、国内外の公的分野等における豊富な経験・知見と弁護士（2023年8月まで）としての知識、他社監査役などの経験を背景に、取締役会では、独立・中立的な立場から、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、コーポレート・ガバナンスその他の幅広い観点から発言を行っており、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
内藤哲哉	取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会17回及び監査等委員会17回の全てに出席し、会計、監査、リスクマネジメントなどの専門的な知識並びに公認会計士としての長年にわたる国内及び海外での経験を有しており、取締役会では、独立・中立的な立場から、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、コーポレート・ガバナンスその他の幅広い観点から発言を行っており、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたPwCあらた有限責任監査法人（現：PwC Japan有限責任監査法人）は、2023年6月27日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	55
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の会計監査人としての報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 上記報酬以外に前任会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人（現：PwC Japan有限責任監査法人）に対して、前事業年度に係る追加報酬及び引継ぎに係る報酬として5百万円を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、監査等委員全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、独立性等が適切でないと判断した場合、又は監査法人の交代によってより適切な監査体制の整備が可能であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	2,797
営業債権及びその他の債権	3,211
棚卸資産	1,476
生物資産	2,939
その他の資産	189
流動資産合計	10,615
非流動資産	
有形固定資産	19,424
投資不動産	95
のれん及び無形資産	5,961
使用権資産	261
退職給付に係る資産	303
その他の金融資産	213
繰延税金資産	1,059
その他の資産	69
非流動資産合計	27,389
資産合計	38,004

科目	金額
負債	
流動負債	
営業債務及びその他の債務	3,570
未払法人所得税	940
従業員給付に係る負債	2,138
1年内返済予定の長期借入金	1,422
リース負債	137
引当金	177
その他の金融負債	115
その他の負債	776
流動負債合計	9,278
非流動負債	
借入金	16,857
リース負債	196
引当金	21
その他の金融負債	130
その他の負債	0
非流動負債合計	17,205
負債合計	26,484
資本	
資本金	100
資本剰余金	△6,067
利益剰余金	17,413
自己株式	△17
その他の資本の構成要素	25
親会社の所有者に帰属する持分合計	11,454
非支配持分	66
資本合計	11,520
負債及び資本合計	38,004

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
収益	
売上収益	33,443
公正価値変動による利得	14,033
収益合計	47,476
売上原価 (* 1)	35,860
売上総利益	11,615
販売費及び一般管理費	8,839
その他の収益	210
その他の費用	175
営業利益	2,811
金融収益	2
金融費用	573
税引前利益	2,240
法人所得税費用	873
当期利益	1,366
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,358
非支配持分	8

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

経営者は同業他社との比較可能性を勘案し、「材料費、人件費等」の情報は連結計算書類利用者にとって有用であると考えていることから、連結損益計算書に注記として自主的に開示しております。「材料費、人件費等」は、IAS第41号「農業」に基づき認識した公正価値変動による利得を含まない当社グループが販売した製品の製造原価及び商品の仕入原価であります。

(* 1) 売上原価の内訳	
材料費、人件費等	22,291
公正価値変動による利得	13,569
合計	35,860

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	8,515
現金及び預金	2,607
受取手形	4
売掛金	2,840
商品及び製品	837
仕掛品	1,664
原材料及び貯蔵品	375
その他	187
貸倒引当金	△0
固定資産	41,708
有形固定資産	19,633
建物	8,281
構築物	839
機械及び装置	7,031
車両運搬具	49
工具、器具及び備品	415
土地	2,872
リース資産	7
建設仮勘定	135
無形固定資産	19,767
のれん	19,679
その他	88
投資その他の資産	2,307
投資有価証券	105
関係会社株式	280
関係会社長期貸付金	1,529
前払年金費用	489
繰延税金資産	393
その他	347
貸倒引当金	△838
資産合計	50,223

科目	金額
負債の部	
流動負債	8,177
買掛金	1,130
1年内返済予定の長期借入金	1,431
リース債務	4
未払金	2,778
未払法人税等	926
賞与引当金	821
役員賞与引当金	19
株主優待引当金	177
その他	886
固定負債	16,991
長期借入金	16,891
リース債務	3
資産除去債務	21
その他	74
負債合計	25,168
純資産の部	
株主資本	25,053
資本金	100
資本剰余金	18,172
資本準備金	44
その他資本剰余金	18,127
利益剰余金	6,799
その他利益剰余金	6,799
繰越利益剰余金	6,799
自己株式	△17
評価・換算差額等	1
その他有価証券評価差額金	1
純資産合計	25,055
負債・純資産合計	50,223

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		32,403
売上原価		21,342
売上総利益		11,060
販売費及び一般管理費		10,186
営業利益		874
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	0	
固定資産賃貸料	8	
補助金収入	148	
その他	48	215
営業外費用		
支払利息	123	
固定資産圧縮損	6	
シンジケートローン手数料	204	
貸倒引当金繰入額	3	
その他	105	443
経常利益		646
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	4	
抱合せ株式消滅差益	434	442
特別損失		
固定資産除却損	77	
減損損失	25	102
税引前当期純利益		986
法人税、住民税及び事業税	929	
法人税等調整額	△133	796
当期純利益		190

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社雪国まいたけ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 塚田 一 誠
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 関 康 広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社雪国まいたけの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社雪国まいたけ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社雪国まいたけ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 塚田 一 誠
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大関 康 広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社雪国まいたけの2023年4月1日から2024年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社雪国まいたけ 監査等委員会

常勤監査等委員 大塚杉男 ㊟

監査等委員 建部和仁 ㊟

監査等委員 内藤哲哉 ㊟

(注)監査等委員建部和仁及び内藤哲哉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

● MEMO

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

雪国まいたけの CSR活動

雪国まいたけが作るきのご製品には、森林資源や水資源などの多くの自然の恵みが活かされています。これらの資源を守り育て、循環可能な調達サイクルを構築することが、私たちの製品を将来にわたりお届けし続けるために不可欠です。

また、きのこ事業に従事する従業員の多くは、それぞれの生産拠点の近隣に住み、地域社会とのつながりを大切に、日々仕事をしています。

雪国まいたけは、環境保全活動への支援や地域社会の活性化・発展への支援を通じて、社会の持続可能性を高める社会貢献活動に取り組んでいます。



環境への取り組み

■ 環境に配慮した製品作りの取り組み

- 1 農薬や化学肥料を一切使用しない栽培
- 2 リサイクルトレーの活用

■ 生産から販売までのプロセスにおける省資源・省エネルギーの取り組み

- 1 バイオマスエネルギーの活用
- 2 LED照明、地下水利用による省エネルギー
- 3 鉄道輸送へのモデルシフト
- 4 LNGへの転換や太陽光発電の導入



食の安全・安心への取り組み

■ 納得のいく製品づくりのために

お客様が口にするものをつくる企業として、安全な製品づくりのための仕組みである「HACCP」を導入しています。「HACCP」を客観的に評価してもらうために、国際的な農業の規格である「ASIAGAP」や食品安全の規格である「ISO22000」の認証を取得し、HACCPの運営を含む仕組みの継続的な改善を組織全体で達成するべく、取り組んでいます。



社会貢献活動

■ Team Ecoへの参加

2001年4月にスタートした、UX新潟テレビ21が主催する環境保全活動の趣旨に賛同し、当社は2019年より協賛メンバーとして参加しています。

■ 地元小・中学生の校外学習社会科見学の受入れ

地元小・中学生の校外学習社会科見学の一環として、当社生産・包装センターの見学受入れを行っています。

■ 地域イベントへの協賛

地域で開催されるスポーツイベントへの協賛を行うとともに、お祭りなどへ積極的に参加することで、地域の活性化に貢献しています。

■ 「雪国まいたけの森づくり活動」の実施

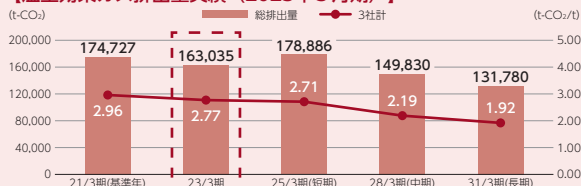
南魚沼市、南魚沼森林組合、新潟県南魚沼地域振興局と森づくり活動に関する協定書を締結し、荒廃している森林を間伐して木々が育ちやすい環境を整えるほか、杉を伐採した後の土地に広葉樹を植栽することで、針葉樹と広葉樹の混交林をつくり、人と森とが共生できる森林公園の整備活動を行っています。

CSR TOPICS

1 温室効果ガス排出量実績と削減目標

2023年3月期における雪国まいたけグループの温室効果ガス排出量を算定し、生産量あたり排出量において基準年である2021年3月期より0.19t-CO₂/tの削減となりました。引き続き「2050年度排出量ネットゼロ」の目標に向け、バリューチェーン全体にわたる温室効果ガス排出量の削減に取り組んでまいります。

【温室効果ガス排出量実績（2023年3月期）】



- ※ 当社は、2023年4月1日付で、子会社株式会社三蔵農林を吸収合併し、当社の岡山バイオセンターとなりました。
- ※ 現在、温室効果ガス算出削減目標に海外子会社の排出量は含んでおりません。算定係数はIDEA並びに環境省データベースを使用しております。データベースが存在しないものはシナリオを作成し算定しております。

【温室効果ガス排出量削減目標】

短期・中期・長期施策	2030年度削減目標
スコープ1,2 <ul style="list-style-type: none"> ・燃料転換・効率化 ・再生可能エネルギー利用等 ・代替フロン・ノンフロンガス ・使用機器入替等 	約45,800t-CO ₂ 削減
スコープ3 <ul style="list-style-type: none"> ・包装資材や原材料の削減、見直し等 ・製品化率の改善等 	約16,700t-CO ₂ 削減

2 CO₂削減への取り組み

当社では、CO₂削減による環境負荷低減の取り組みとして、LNGサテライト設備及びガスボイラーを導入し、2021年1月には五泉バイオセンターに設置、更に、2022年10月には第3バイオセンターに設置し稼働しております。

また、自家消費型太陽光発電設備を西日本の生産センター2拠点に設置し、滋賀パッケージセンターでは2023年11月、岡山バイオセンターでは2024年3月に稼働を開始いたしました。今後は、新潟県内の生産センターにも設置を計画しており、引き続き省エネ、再エネの利用拡大を目指してCO₂削減に取り組んでまいります。



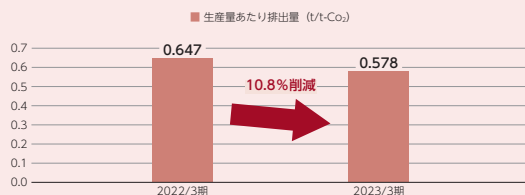
2022年10月 第3バイオセンターにLNGサテライト設備を導入いたしました。



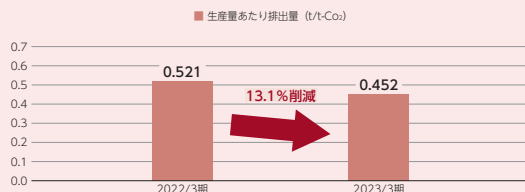
滋賀パッケージセンターの屋根に太陽光パネルを設置いたしました。

【LNG導入後のCO₂排出量削減実績】

第3バイオセンターにおける生産量当たり排出量



五泉バイオセンターにおける生産量当たり排出量



3 プラごみ削減の取り組み

まいたけ食べきりパック及びMパックトレー並びにぶなしめじWパックトレーの材質・材厚の変更に加えて、2022年8月より新たに「まいたけ極Happyパック」に使用しているトレーの材質を見直しました。これまでに実施したトレーの材質・材厚変更により2024年3月期においては合計222.2tのプラごみの削減※を達成しました。引き続きトレーの軽量化を検討するとともに、フィルム製品やノントレー製品のラインアップを拡大することで、プラごみ削減による環境負荷低減への取り組みを進めてまいります。

※これまでに材質・材厚変更を実施した全てのトレーにおける、2023年3月期の調達量と変更前後のトレー重量より算出。



まいたけ食べきりパック
トレーを約16%軽量化



まいたけMパック
トレーを約22%軽量化



雪国ぶなしめじWパック
トレーを約11%軽量化



まいたけ極Happyパック
トレーを約12%軽量化



年間合計**222.2 t**の
プラごみを削減※

※2024年3月期

4 雪国まいたけの森づくり活動実績

2024年3月期においては、ヤマモミジやアジサイの植樹、ウッドチップ敷き、下草刈り等による森の整備を実施しました。

また、2023年3月期には当社の森づくり活動に加えて、間伐した木材をおが粉に加工し、当社きのこ栽培の原材料として活用し、きのこ収穫後の培地はボイラーの燃料に活用するなど、資源を無駄なく循環利用する取り組みを行っており、林野庁主催である「森林×脱炭素チャレンジ2023」におきまして「グリーンパートナー2023」に認定されました。

引き続き、資源の循環利用や森林を木々が育ちやすい環境に整えるほか、広葉樹を植栽することで針葉樹と広葉樹の混交林をつくると共に歩行路づくりなどを行い、人と森が共生できる森林公園の整備活動を行ってまいります。



中期経営計画 (2024年3月期▶2028年3月期)

株式会社雪国まいたけは、急激な事業環境の変化に的確に対応し、国内での事業基盤の更なる強化を図りながら、中長期にわたりグローバル展開を推進することで、プレミアムきこ総合メーカーとして成長し続けるべく、中期経営計画（2024年3月期～2028年3月期）を策定いたしました。

3つの柱として、国内における「既存のプレミアム事業の強化と新たな事業創出」、ビジネスプロセスでは「聖域なき全プロセスの合理化」、グローバル展開では「新たに取得した海外企業のPMIと他のターゲットの探索」を掲げ、下記にある定量目標の達成を目指します。

当社の既存事業の強みを活かすだけでなく、新たな領域や地域へも事業拡大を図り、安定的な成長を目指してまいります。

定量目標

	2028年/3期 (計画)	アップサイド
1 売上収益	420億円超	600億円前後
2 海外売上収益比率 ^{※1}	6-7%前後	30%前後
3 コアEBITDAマージン ^{※2}	18%前後	18%前後
4 ROIC	10%前後	

※1) 海外売上収益比率=海外売上収益/売上収益

※2) コアEBITDAマージン=コアEBITDA/売上収益

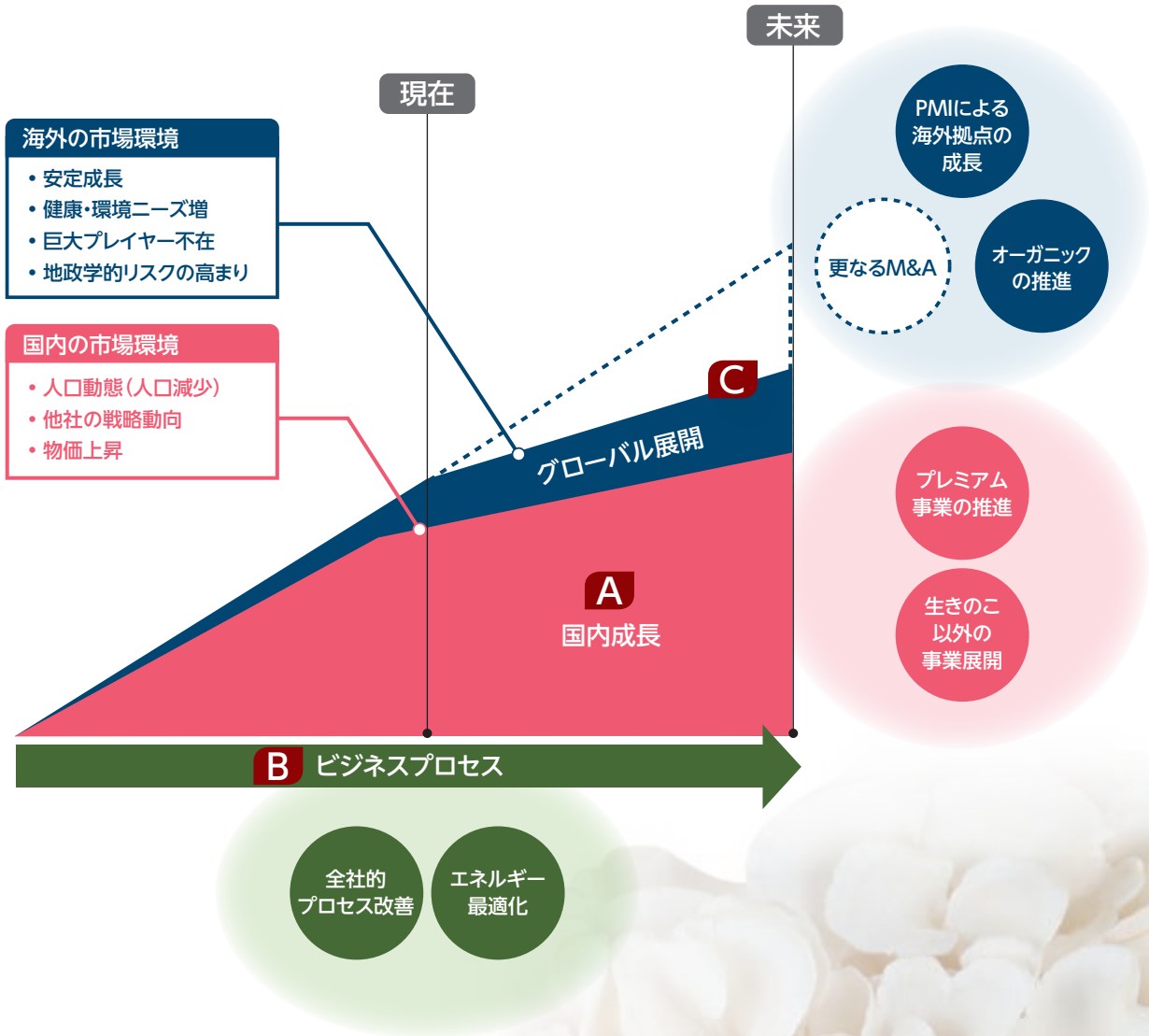
コアEBITDA：IFRSの営業利益からIAS第41号「農業」適用による影響額、その他の収益及び費用、一時的な収益及び費用を除外したものに減価償却費及び償却費を加算したもの

基本戦略

国内での事業基盤の強化推進とグローバル市場での新拠点統合と更なる事業展開

A 国内きこの市場	B ビジネスプロセス	C グローバル展開
既存のプレミアム事業の強化と新たな事業創出 <ul style="list-style-type: none">■ 既成のプレミアムポジショニングを強化し他産地との差別化を進め、消費者の品質志向ニーズを着実に捉え、国内事業の更なる強化を図る■ 他産地にはないプレミアムアイテムの販売強化し、更に生きのこ事業以外の新規事業も本格的に着手する	聖域なき全プロセスの合理化 <ul style="list-style-type: none">■ 全社横断的なBPRによって事業プロセスの改善を行い、コスト削減を実現■ 新規投資による省人化と省エネの推進	新たに取得した海外企業のPMIと他のターゲットの探索 <ul style="list-style-type: none">■ 当社のノウハウを生かして、取得した海外企業の更なる業績拡大を目指す■ 国内の事業強化の進展や地政学的リスクを考慮し、追加買収の可能性を追求■ オーガニック戦略は、アジアに加え欧米地域での自社製品販売も検討

基本戦略に沿った中長期的なロードマップのイメージ



雪国まいたけは 新たなステージへ歩み出します

1983年の創業以来、私たち雪国まいたけは、安心、安全なきのこをお届けしたいとの強い思いで品質にこだわり、おいしさを追い求め、唯一無二のブランドを築き上げてきました。

ときに立ち止まり、振り返りつつも、顔を上げて前を見て、自分たちの目指すべき道はブレることなく進んできました。そして、完成したのが「雪国まいたけ極」。

私たちの研究開発力、生産力が作り出した雪国史上、最高傑作の一品です。

2022年には、「雪国まいたけ極 白」の開発にも成功。

ラインアップに加わったマッシュルームの日本における市場はまだまだ小さいながら大きな魅力と可能性を持つ、これからが楽しみなきのこです。

2023年には海外の新たな仲間も加わり、そして本年2024年、いよいよ、きのこの代替肉の発売を迎えます。

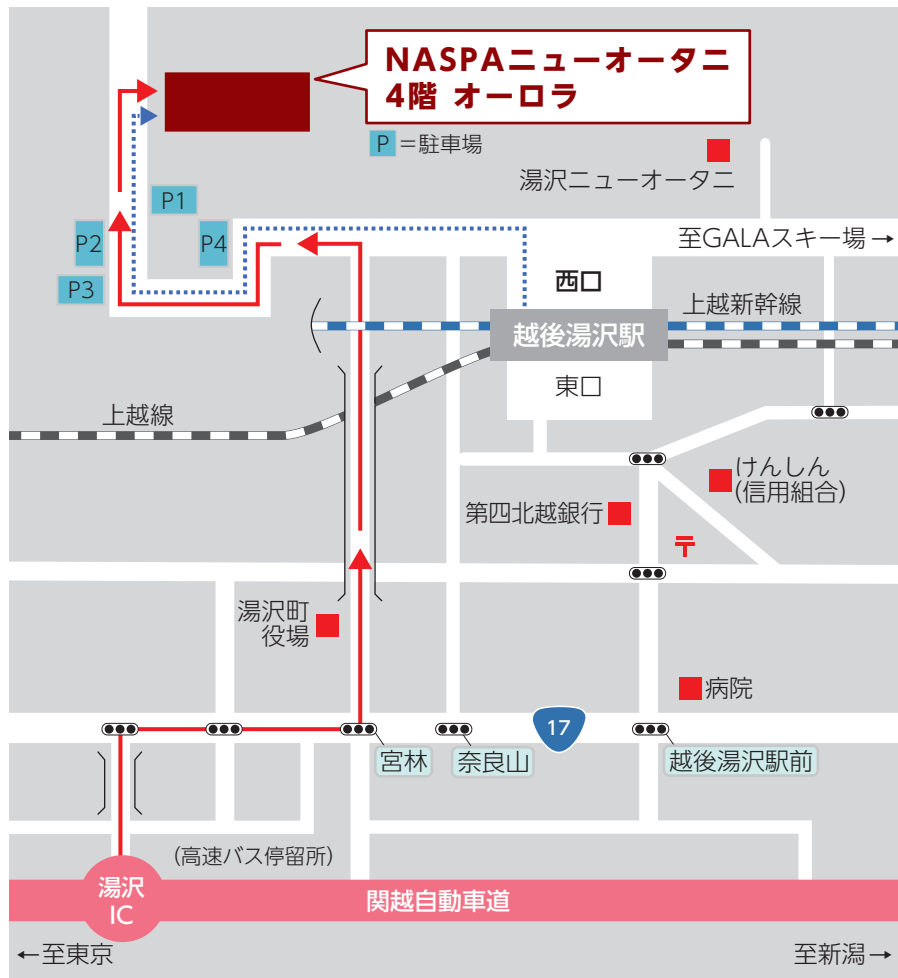
今、きのこの総合メーカーとして新たなステージを迎えた当社は、さらに先の未来を目指し決意をもって歩みを進めてまいります。雪国で磨いた技術や探求心で、きのこの新たな可能性を結集し、世界の健康を創造してまいります。





 雪國美味汁

株主総会会場ご案内図



■ 会場




NASPAニューオータニ 4階 オーロラ

新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢
2117番地9
TEL 025-780-6111

■ 交通案内

 **お車ご利用の場合**
関越自動車道湯沢ICより5分

 **JRご利用の場合**
JR上越新幹線
越後湯沢駅西口より送迎バス
を運行 (9:30出発)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。